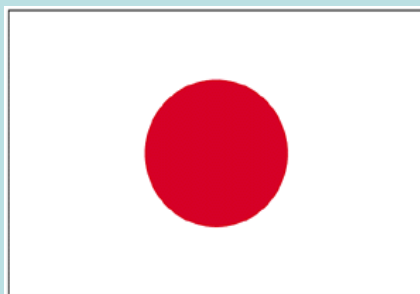


# 日ASEAN包括的經濟連携協定 について



2008年12月1日

財務省関税局経済連携室

# 日ASEAN EPA: ASEANの概況

(出典: 外務省ホームページ)

## 基礎データ

設立: 1967年8月8日

加盟国: インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、  
ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア

面積: 約448万平方キロメートル(我が国の約12倍)

人口: 約5億6,311万人(2007年) (我が国の約4.4倍)

GDP: 約1兆2,729億ドル(2007年) (我が国の29.1%)

一人当たりGDP: 約2,260ドル(2007年) (我が国の6.6%)



## 日ASEAN間経済関係

貿易関係: 我が国 ASEAN: 10.2兆円(主な品目: 電気機器、機械類及び部品) (2007年)、

ASEAN 我が国: 10.2兆円(主な品目: 鉱物性燃料及び鉱物油) (2007年)

ASEANにとって、我が国は米国に次ぐ第2位の貿易相手(2007年)。我が国にとってASEANは中国、  
米国に次ぐ第3位の貿易相手(2007年)。

投資関係: 我が国の対ASEAN直接投資累計(1995-2004年): 4兆8,032億円。ASEANにとって、我が国  
はEUに次ぐ第2位の投資受入国。我が国にとって、ASEANはEU、北米地域に次ぐ投資対象地域。

## ASEANのFTA

ASEAN(1992年1月発効)、中国・ASEAN(2005年1月発効)、韓国・ASEAN(2007年6月発効) 2  
インド(2008年8月交渉妥結)、豪州・NZ(2008年8月交渉妥結)、EU(2007年5月交渉開始に合意)

## 日ASEAN EPA締結交渉の経緯

- 2002年1月、小泉総理(当時)演説(於シンガポール)にて「日ASEAN包括的経済連携構想」を提唱。
- 2003年10月、日ASEAN包括的連携協定の枠組みを採択。
- 2005年4月、日ASEAN包括的連携協定の交渉開始。
- 2007年5月、物品貿易自由化の方式(モダリティ)に、原則、意見が一致。
- 2007年8月、大筋合意。
- 2007年11月、交渉妥結。
- 2008年3月～4月にかけて、11カ国による持ち回りで署名。
- 2008年12月1日、日本、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの5か国間で発効。

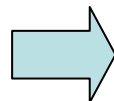
# 日ASEAN EPAの主な意義

(1) ASEANとの戦略的関係の強化

(2) 日ASEAN域内全体の生産ネットワークの強化

(1) ASEANとの戦略的関係の強化

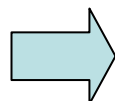
ASEAN各国との二国間EPAのみならず、我が国初の複数国間のEPAとして、ASEAN地域にまたがるEPAを締結。



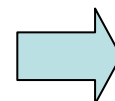
ASEANの一体性を尊重した形でASEANの統合を支援し、ASEANとの戦略的関係の強化に寄与することができる。

(2) 日ASEAN域内全体の生産ネットワークの強化

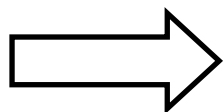
原産地規則における累積規定( )が日本及びASEAN域内で適用。



日本及びASEAN各国で工程を分ける企業内・工程間分業を実施している多くの日系企業では、幅広い材料調達を行っても、生産する産品を本協定による特惠税率の対象とすることが容易となる。



日本及びASEAN域内における物品の流通の拡大



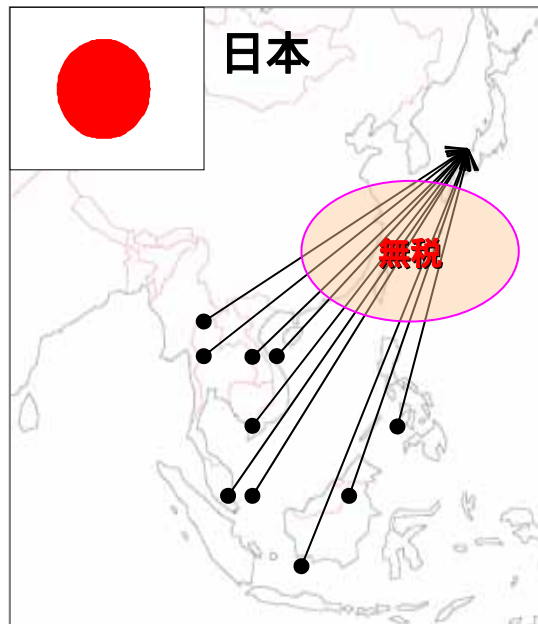
**日ASEAN域内全体の生産ネットワークの強化**

( )例えば、日本企業が本協定上の日本原産の部品を用いて、ある産品をベトナムで生産し、本協定の下でベトナムからシンガポールに輸出する場合に、当該日本原産の部品がベトナム原産の部品とみなされるというルール

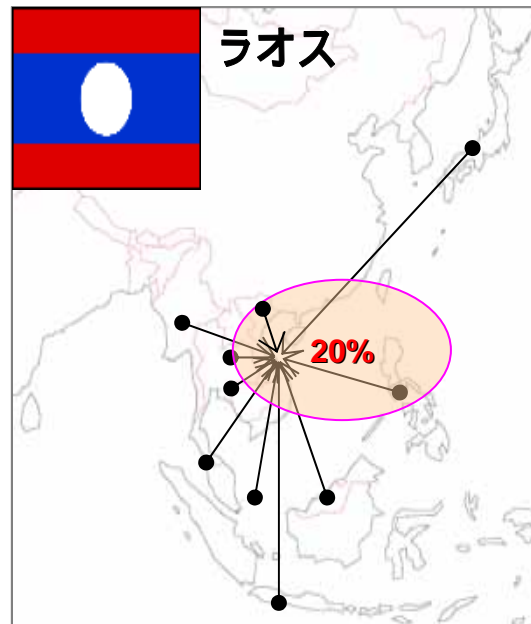
# 日ASEAN EPA: 関税譲許方式 (締約国間の無差別扱い)

各締約国は、それぞれの各品目に対するEPA税率を譲許。  
(注: 同じ品目に対し各締約国のEPA税率は同じとは限らない)  
各締約国は、他の全ての締約国の原産品に対し同じEPA税率を適用。遅れて締約国となった国の原産品に対しても、原締約国と同じEPA税率を適用(無差別扱い)。

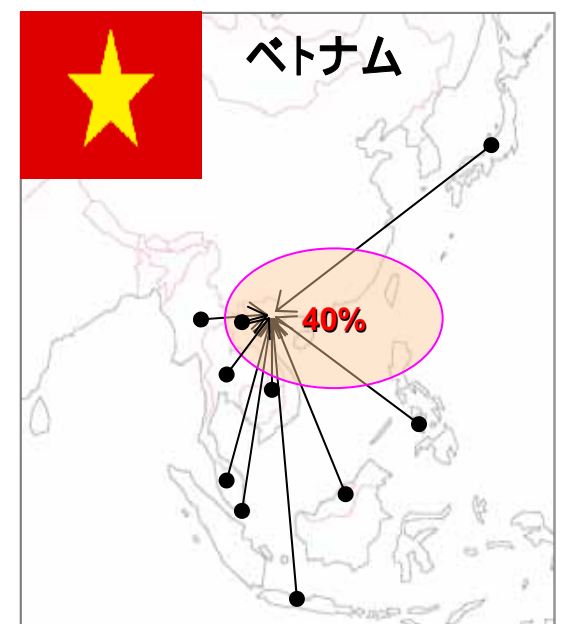
## (例) 薄型テレビの場合



(発効時に無税を譲許)



(発効時に20%を適用、発効後18年で撤廃)



(発効時に40%を適用、発効後8年で撤廃)

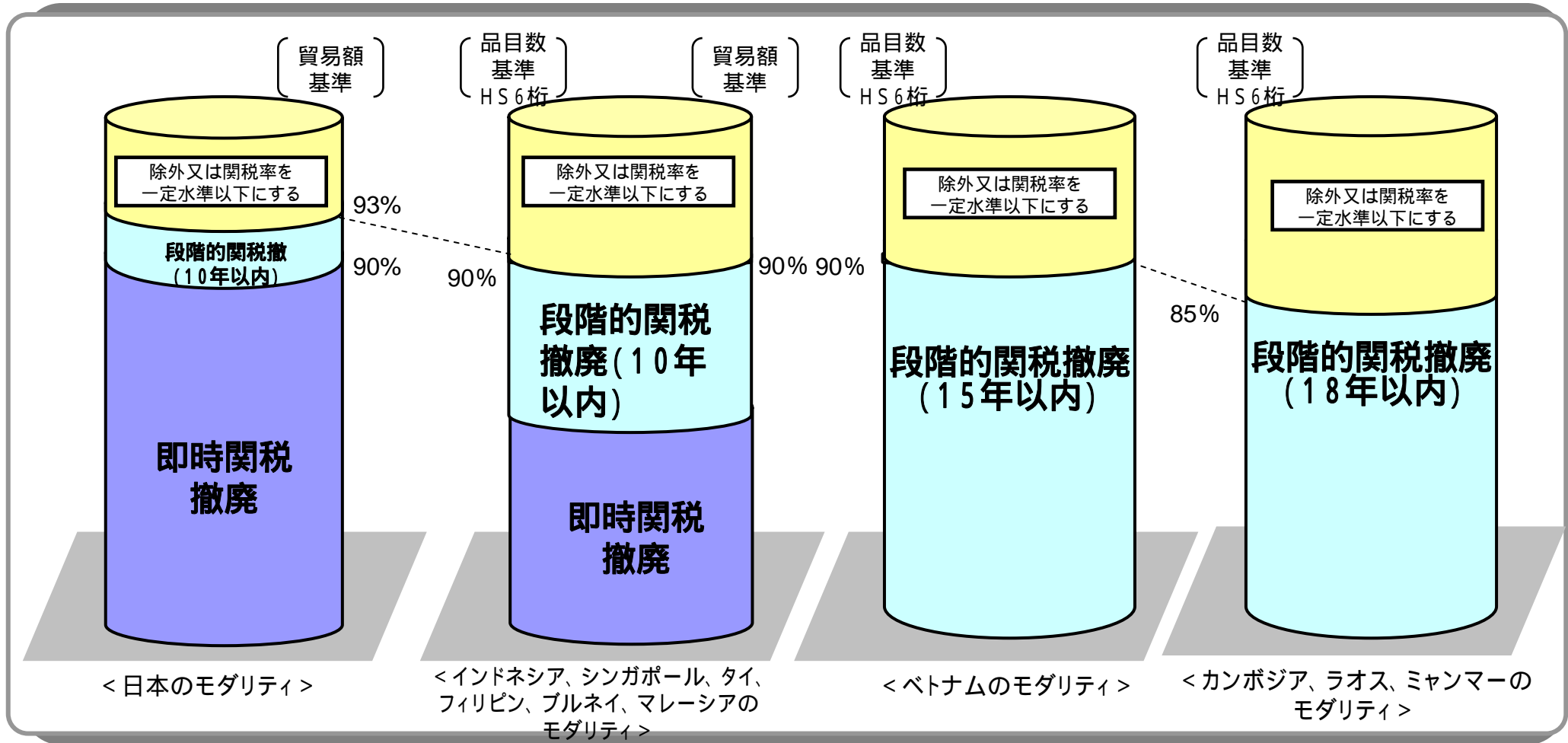
(注) 上記3か国以外の「薄型テレビ」のEPA税率については、シンガポールは即時、フィリピンは即時又は10年、タイは3年、インドネシアは5年、マレーシアは7年又は10年で撤廃、ミャンマーは発効後18年で15%から5%に削減、ブルネイは5%の税率維持、カンボジアは除外扱い、となっている。

# 日ASEAN EPA: 物品貿易自由化のモダリティ

**日本:** 10年以内に貿易額93%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

**ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ:** 10年以内に貿易額・品目数共に90%について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

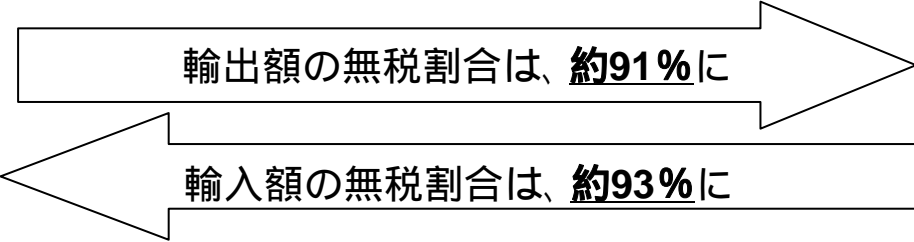
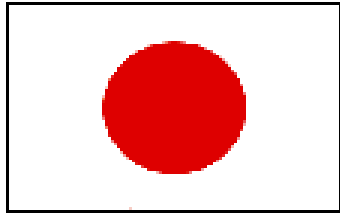
**カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム:** 関税撤廃・引下げのスケジュール等について、それぞれの経済発展段階に応じてASEAN6カ国との差を設ける。





# 日ASEAN EPA: 物品貿易

往復貿易額の約92%を協定発効から10年以内に関税撤廃



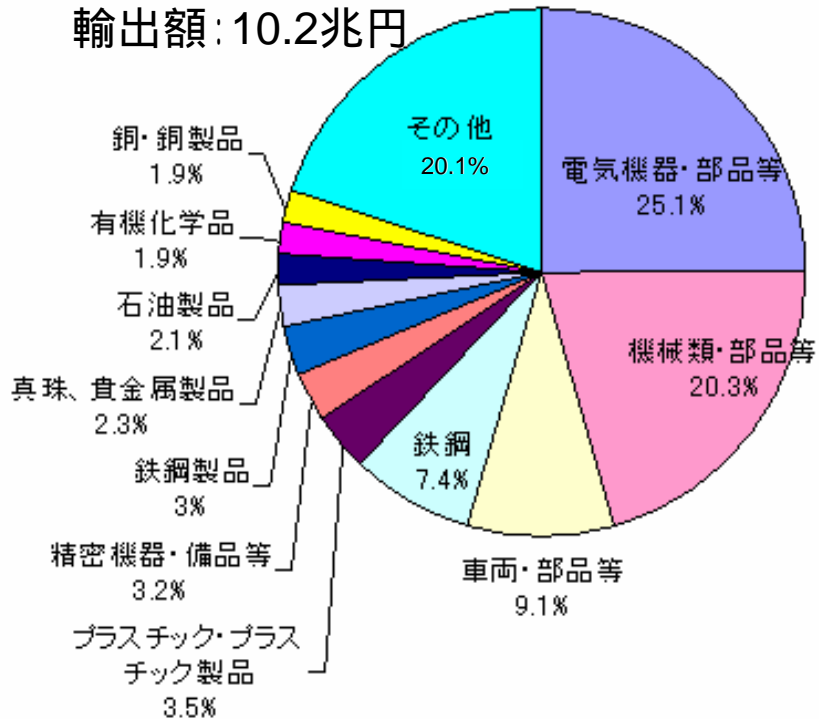
(財務省貿易統計)

(財務省貿易統計)

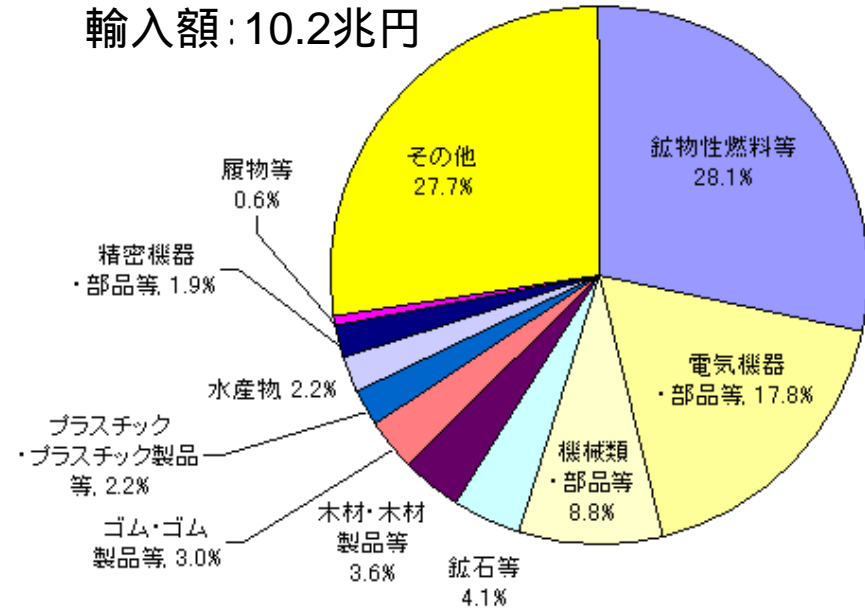
## 我が国 ASEAN (2007年)

## ASEAN 我が国 (2007年)

輸出額: 10.2兆円



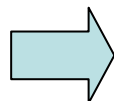
輸入額: 10.2兆円



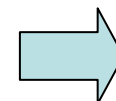
# 日ASEAN EPAの特徴

## ASEAN各国との二国間EPAとは全く別個の協定

ASEAN各国との二国間EPAと本協定とは、法的な優先関係が存在しない全く別個の協定



本協定と二国間EPAの両方の締約国となっている国と我が国との貿易において、個々の産品がそれぞれの協定に基づいて原産品として認められる場合、個々の産品についてそれぞれの協定に基づく特惠税率が適用可能



本協定と二国間EPAのどちらの協定に基づく関税上の特惠待遇が適用できるかは、原則、輸入者がどちらの協定の規定に基づく原産地証明書を添付して輸入国税関に輸入申告するかによる。

### (参考)ASEAN各国との二国間EPA交渉の現状

シンガポール (注1)	2002年11月30日発効	ブルネイ	2008年7月31日発効
マレーシア	2006年7月13日発効	フィリピン	2008年12月11日発効予定
タイ	2007年11月1日発効	ベトナム(注2)	交渉中
インドネシア	2008年7月1日発効		

(注1)シンガポールとのEPAに関しては、2007年9月2日に改正議定書が発効。

(注2)ベトナムとのEPAに関しては、2008年9月、大筋合意済み。



# 日ASEAN EPA: 物品貿易の自由化(日本側)

## 日本側の譲許

我が国のASEANからの輸入額の約93%が発効後10年以内に無税化。  
鉱工業品については、殆どの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。  
農林水産品については、ASEAN各国との二国間EPAの合意内容を踏まえた内容となっており、守るべきは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行った。

### (日本側の譲許の具体例)

#### 即時関税撤廃する品目

ドリアン、えび、えび調製品 等

#### 10年以内に段階的関税撤廃する品目

塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等

#### 関税削減する品目

鶏肉調製品、合板(熱帯産木材を使用したもののうち関税が6%及び8.5%のもの)等

#### 除外等、関税撤廃・削減の対象外とした品目

国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、合板(熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの)、かつお・まぐろ、水産輸入割当品目 等

HS2007でのEPA税率を含むEPA関連情報は財務省税関HPに掲載

[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/fta\\_epa.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm)

# 日ASEAN EPA: 物品貿易の自由化(ASEAN側)

## ASEAN側の譲許

ASEANの我が国からの輸入額の約91%が発効後10年以内に無税化。

原産地規則の累積規定によって裨益する効果が大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、ほとんどの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現した。

## (ASEAN側の譲許の具体例)

薄型テレビ: ASEAN7ヶ国で関税撤廃

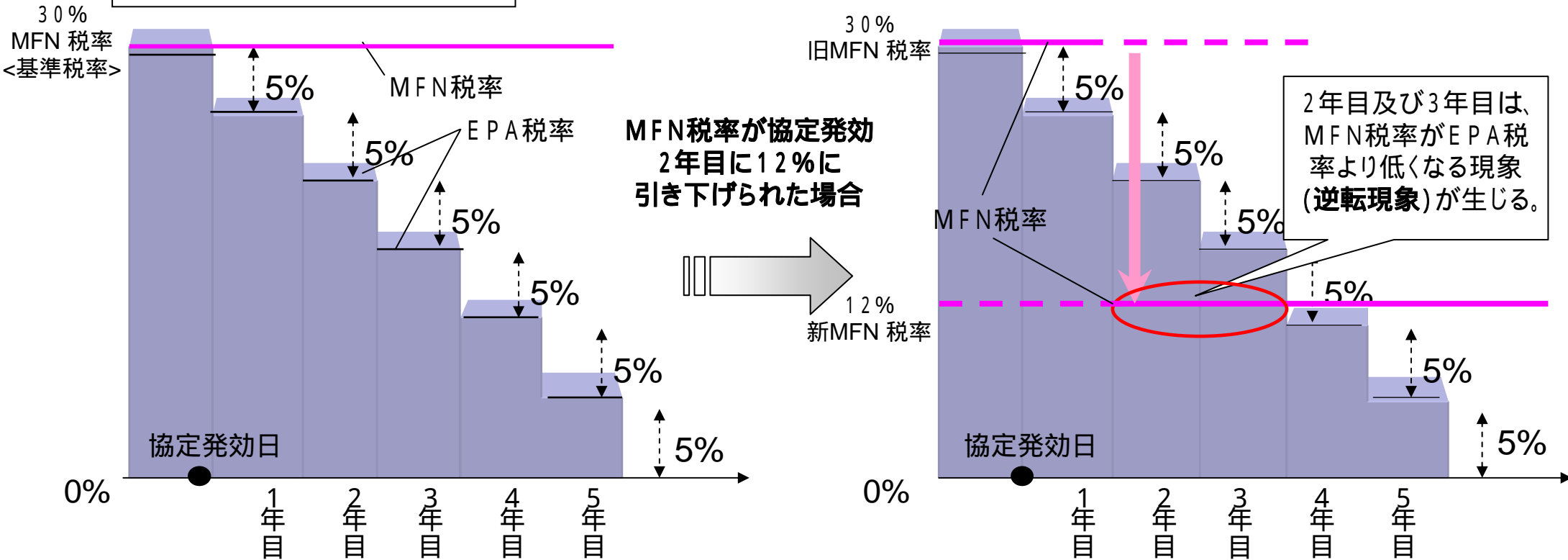
薄型テレビモジュール(薄型テレビパネルに部品を組み込んだもの):

ASEAN8ヶ国で関税撤廃

ブレーキ: ASEAN6ヶ国で関税撤廃

# EPAにおけるMFN逆転現象について

例) EPAの区分B5  
基準税率 30%のケース



# 日ASEAN EPAにおけるMFN逆転現象への対応

日ASEAN EPAでは、日本への輸入に際してMFN逆転現象は生じない。

(参考) 日ASEAN EPA附属書1 第12部第1節第5項

- 5 特定の産品に関する日本国の実行最恵国待遇税率(注: MFN税率)が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品についてこの部の規定に従って適用される税率(注: 日ASEAN EPAの譲許表の税率)より低い場合には、日本国は、当該原産品について、その低い税率(注: MFN税率)を適用する。

日ブルネイEPA(第16条第5項)、日インドネシアEPA(第20条第6項)では、同様の規定により対応。日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日チリEPAについては、上記と同様の規定が無いため、一定期間MFN税率よりも高いEPA税率が適用される可能性がある(MFN逆転現象)。財務省ホームページで、MFN逆転対象品目のリストを掲載し、逆転現象に注意するよう情報提供している。

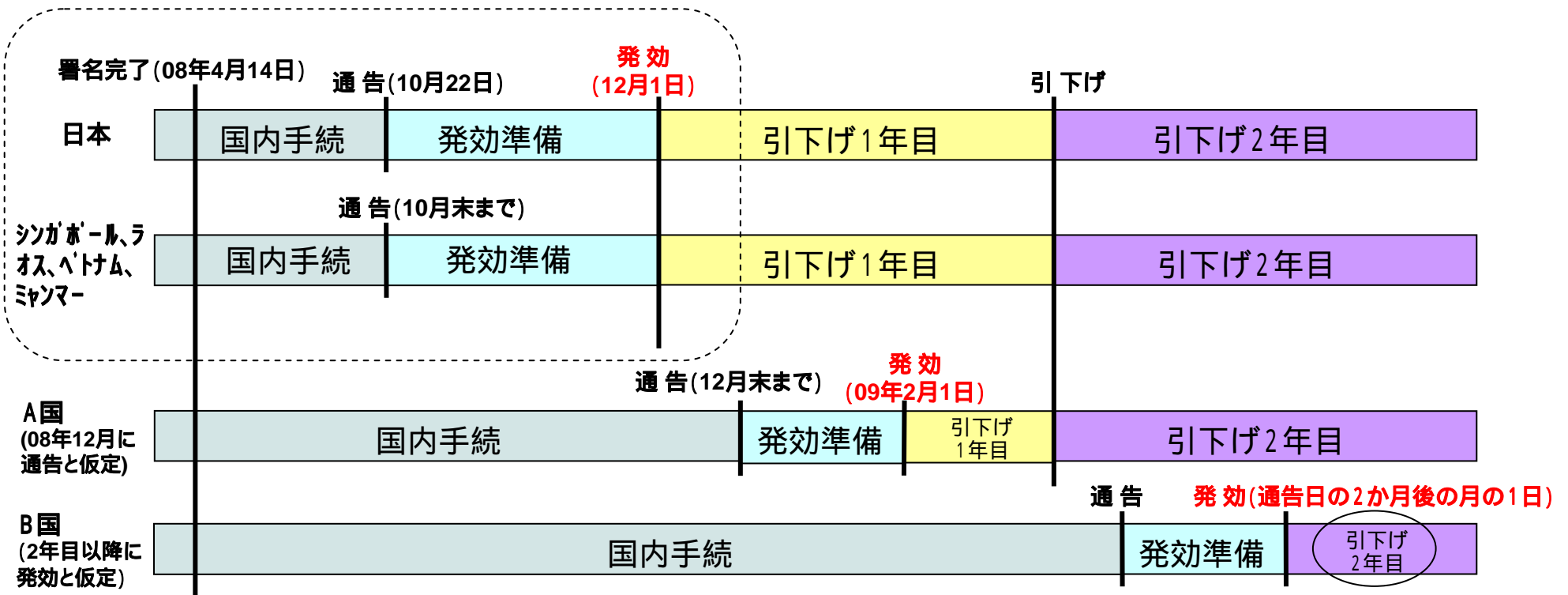
(参考) 各EPAの逆転品目のリスト(財務省ホームページ)

[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/seido\\_tetsuduki/gyakuten.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/seido_tetsuduki/gyakuten.htm)

# 日ASEAN EPAの発効について

発効要件：日本及びASEAN諸国の少なくとも1か国が国内手続完了の旨の通告をした日の2か月後の月の1日に通告国の間で発効する。

## 協定発効日に通告国間で発効



発効日に間に合わない国は、国内手続完了の通告後、順次、発効する。発効後は、本協定の締約国となり、他の締約国との間で本協定の権利・義務関係が発生する。

例) 日本の2年目の引き下げ後、B国について発効した場合

B国の原産品に対する日本のEPA税率: 引下げ2年目の税率 (他の締約国の原産品と同率)

日本の原産品に対するB国のEPA税率: 引下げ2年目の税率 (他の締約国と同様の義務)